



国土交通省

九州地方整備局

宮崎河川国道事務所
延岡河川国道事務所



平成 24 年 10 月 16 日

記者発表資料

国道の標高表示シートを設置

～標高情報を提供し、津波被害低減へ～

国土交通省では、東日本大震災で甚大な被害をもたらした津波被害を踏まえ、津波被害を軽減するための対策の一つとして、道路施設等に標高情報を表示することにより、道路利用者に標高情報を提供します。

そのため、国・宮崎県などで構成する「九州ブロック道路標識適正化委員会宮崎部会」(平成24年8月2日開催)において、仕様・設置範囲などを決定し(資料-1)、設置の準備を進めていましたが、この度、設置作業を下記のとおり開始します。

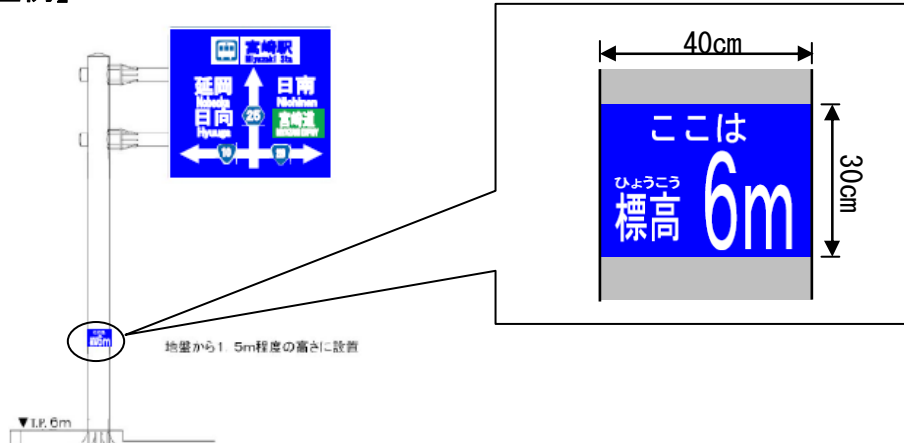
なお、今後、宮崎県内の国が管理する国道10号及び国道220号の道路標識等に標高情報を表示したシート等を宮崎河川国道事務所(約150箇所)及び延岡河川国道事務所(約60箇所)において、随時設置します。

※天候不良等により、作業中止も想定されるため、当日現地取材を希望される場合は、事前に宮崎河川国道事務所 横山又は安仲迄連絡をお願いします。

記

設置場所 宮崎県日南市南郷町中村乙 目井津港入口交差点付近
設置日時 平成24年10月19日(金) 10:00～

【設置例】



【設置箇所位置図】



【設置イメージ】



【標高表示の概要及び宮崎河川国道事務所管内の設置に関する問い合わせ】

国土交通省 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所
TEL 0985-24-8221 (代表)
技術副所長 横山 陽一
交通対策課長 安仲 努

【延岡河川国道事務所管内の設置に関する問い合わせ】

国土交通省 九州地方整備局 延岡河川国道事務所
TEL 0982-31-1155 (代表)
技術副所長 東 久雄
道路管理課長 北平 京治

標高表示シートの概要

●表示内容

- ・表示は「ここは標高〇m」（東京湾平均海面(T.P.)を基準)とする。
- ・表示の標高高さは、整数止めとし、少数以下は、安全側を考慮し、切捨てとする。
例) 標高5.2m → 標高5m、標高5.9m → 標高5m
- ・標高高さとは、設置地点の路面(地盤)高さとする。
- ・漢字には、子供でも読める様にふりがなを振る。

●表示対象区間

- ・宮崎県内の想定津波高さを考慮し、標高17m以下の区間とする。
想定津波高さは、市町村毎に変動があるが、県内最大高さを採用し、県内統一とする。
- ・対象は、沿岸域の市町村である延岡河川国道事務所管内(延岡市、門川町及び日向市)、宮崎河川国道事務所管内(都農町、川南町、高鍋町、新富町、宮崎市、日南市及び串間市)である。

●設置間隔

- ・標高毎に区分する。
標高5m以下の区間 . . . 概ね1km間隔
標高5m以上10m以下の区間 . . . 概ね2km間隔
標高10m以上17m以下の区間 . . . 概ね5km間隔
- ・標高が急激に変化する箇所は、必要に応じ補完する。
- ・集落周辺は、歩行者用に標高表示を行う。

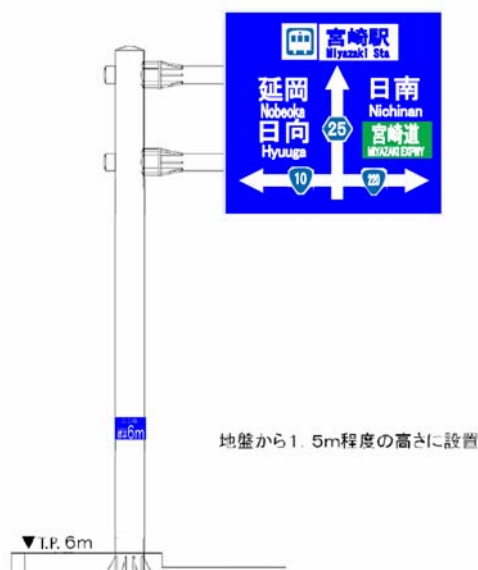
●設置対象物

- ・道路施設等で強度が高い物に設置する。
横断歩道橋、道路標識柱など

●その他

- ・標高表示は、帯状のシートとするが、設置箇所の状況により、板タイプでも可。

【標高表示シート】



【標高表示板】

